

広島県告示第八百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年十二月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道福山鞆線	福山市鞆町後地字白茅二六番二四地先から 福山市鞆町後地字白茅二六番三二地先まで	平成三〇年二月一〇日